

秋田県水と緑のマスコット「森っち」シンボルマーク使用取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、秋田県(以下「県」という。)が定めた秋田県水と緑のマスコット「森っち」(以下「森っち」という。)のシンボルマークを使用する場合に必要な事項を定める。

(定義)

第2条 シンボルマークは、別紙に掲げるものをいう。

2 シンボルマークの使用とは、県以外の者が、県の承認に基づいてシンボルマークを水と緑に関する普及啓発に関する広報その他に使用し又は利用することをいう。

(使用の承認申請等)

第3条 シンボルマークを使用しようとする者は、あらかじめシンボルマーク使用承認申請書(様式第1号)を県に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを省略することができる。

(1) 国、地方公共団体及び社団法人秋田県緑化推進委員会が使用するとき。

(2) 学校等が教育の目的で使用するとき。

(3) 報道機関が報道又は広報の目的で使用するとき。

(4) その他、県が水と緑に関する普及啓発に寄与すると認めるととき。

2 県は、前項ただし書きにより承認申請を省略したものに対し、シンボルマークの使用状況について報告を求めることができる。

3 第1項のシンボルマーク使用承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 設計図又は完成予想図

(2) 見取図(屋外に設置する場合。)

(3) 使用対象物件のレイアウト

(4) 許認可証の写(法令等で許認可の対象となる場合。)

(使用承認)

第4条 県は、前条の規定による使用承認の申請があった場合、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、シンボルマークの使用を承認するものとする。

(1) シンボルマーク本来の目的に従って使用されないおそれのあるとき。

(2) 法令、公序良俗に反するとき、又は反するおそれのあるとき。

(3) 特定の個人、政党、宗教団体を支援または公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。

(4) その他、県がシンボルマークの使用が不適当と認めたとき。

2 前項の承認は、承認番号を付してシンボルマーク使用承認書(様式第2号)をもって行うものとする。

3 県は、シンボルマークの使用を承認するにあたって、第1項各号に定めるほか必要な条件を付すことができる。

(使用料)

第5条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 シンボルマークを使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) シンボルマークの定められた色、形式等を正しく使用すること。
- (2) 承認された内容により使用し、県の付した使用条件に従うこと。
- (3) 承認を受けた者は、これを第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) 承認を受けた以外の応用使用はしないこと。
- (5) 物品等には承認番号を付記すること。ただし、物品の形状等から承認番号を付記することが困難なときは除く。
- (6) 当該使用に係る物品の完成見本を速やかに県に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認内容の変更)

第7条 シンボルマークの使用の承認を受けた者が、承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめシンボルマーク使用承認内容変更申請書（様式第3号）を県に提出し、その承認を受けなければならない。

2 シンボルマーク使用承認内容変更申請書には、必要に応じて第3条第3項に掲げる書類を添付するものとする。

(承認の取消し)

第8条 県は、シンボルマークの使用が第4条又は第6条に違反していると認められるときは、当該シンボルマークの使用承認を取消すことができる。

2 前項の規定により承認を取消された者は、当該承認に係る物件の使用を直ちに廃止しなければならない。

3 第1項の取消しは、シンボルマーク使用承認取消書（様式第4号）をもって行うものとする。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、県が別に定める。

附 則

この規程は、平成18年5月1日から施行する。

この規程は、平成21年11月2日から施行する。

この規程は、平成23年11月1日から施行する。